

事務事業チェックシート

事務事業No 36 事業名 外部監査事業

[長期総合計画]

分野別目標	5	その他
政策	3	業務改革の推進
施策		
取組方針		

事業種別	継続		
事業期間	平成11年度	～	
事業実施の根拠法令	地方自治法第252条の36		
関連個別計画			
担当課・担当課長・Tel	行政経営課	新 好司	435-1151
関連課			

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	一般会計		
	款	総務費		
	項	総務管理費		
	目	一般管理費		
	大事業	行政経営課事業		
	中事業	外部監査事業		

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にする)ための事業か 市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者による監査を導入することで、市の監査機能の独立性・専門性が一層充実されている。		全体事業概要 地方自治法第252条の36第1項で都道府県及び政令で定める市(政令指定都市及び中核市)において平成11年4月から義務付けられている。外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。			
	事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
包括外部監査テーマ「環境関連事業(ごみ処理事業及び下水道事業)について」		包括外部監査テーマ「雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について」	包括外部監査人が、監査テーマを決定し、監査対象部署から提出された資料の閲覧、ヒアリング、実地調査による監査を実施し、結果報告書の提出を行う。	包括外部監査人が、監査テーマを決定し、監査対象部署から提出された資料の閲覧、ヒアリング、実地調査による監査を実施し、結果報告書の提出を行う。	包括外部監査人が、監査テーマを決定し、監査対象部署から提出された資料の閲覧、ヒアリング、実地調査による監査を実施し、結果報告書の提出を行う。	
包括外部監査人が、監査対象部署から提出された資料の閲覧、ヒアリング、実地調査による監査を実施し、結果報告書の提出が行われた。		包括外部監査人が、監査対象部署から提出された資料の閲覧、ヒアリング、実地調査による監査を実施し、結果報告書の提出が行われた。				

2 事業コスト

事業費等(千円)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	10,888	10,771	10,891	8,237	10,885	10,838	10,843		10,843	
伸び率(%)	-	-	0.0%	▲23.5%	▲0.1%	31.6%	▲0.4%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	2,951	3,093	3,093	3,626	3,626	3,157		3,157	
	正規職員以外	5,010	4,803	4,803	4,803	4,803	2,388		2,388	
	小計	7,961	7,896	7,896	8,429	8,429	5,545		5,545	
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他										
一般財源(税等)	10,888	10,771	10,891	8,237	10,885	10,838	10,843		10,843	
所要人数(人)	正規職員	0.40	0.41	0.41	0.48	0.48	0.41		0.4	
	正規職員以外	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96		0.96	
主な予算内訳	外部監査委託料 10,730千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
活動指標	包括外部監査人らの来庁による監査関連業務回数(担当課へのヒアリング、実地調査、会議等)	日	目標値	20	20	20	20	20
			実績値	12	19	21		
			達成度(%)	60.0%	95.0%	105.0%		
成果指標	意見・指摘に対する措置率(平成11年度からの当該年度の前年度までの累計率)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	99.26	100		
			達成度(%)	100.0%	99.3%	100.0%		
			目標値					
			実績値					
			達成度(%)					

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい		減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)		達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>包括外部監査は、地方自治法第252条の36第1項で都道府県及び政令で定める市（政令指定都市及び中核市）において平成11年4月から義務付けられており、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的知識を有するものによる監査を導入することで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性が一層充実される。</p> <p>なお、監査を行うテーマについては、包括外部監査人が自らの判断で決定する。</p>
見直し・改善内容	<p>外部監査人の「意見」に対しては、必ずしも措置等を要するものではないが、包括外部監査人は公認会計士としての専門的知識が、市の監査に有用であるとの考えで選任されていることから、市民に十分な説明責任が果たせるよう、担当部局に対しては「結果(指摘)」だけでなく、「意見」に対しても尊重した対応を行うよう通知し、措置状況の調査を行っている。</p>